

教育委員会臨時会議事日程

令和4年2月21日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正に向けた事務について
- 3 審議案件
教委第53号議案 教職員の人事について
教委第54号議案 教職員の人事について
教委第55号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について
- 4 その他

令和4年2月21日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 2/9 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/14 こども青少年・教育委員会
- 2/18 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正に向けた事務について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、直近の3週間は非常に高い水準となっています。

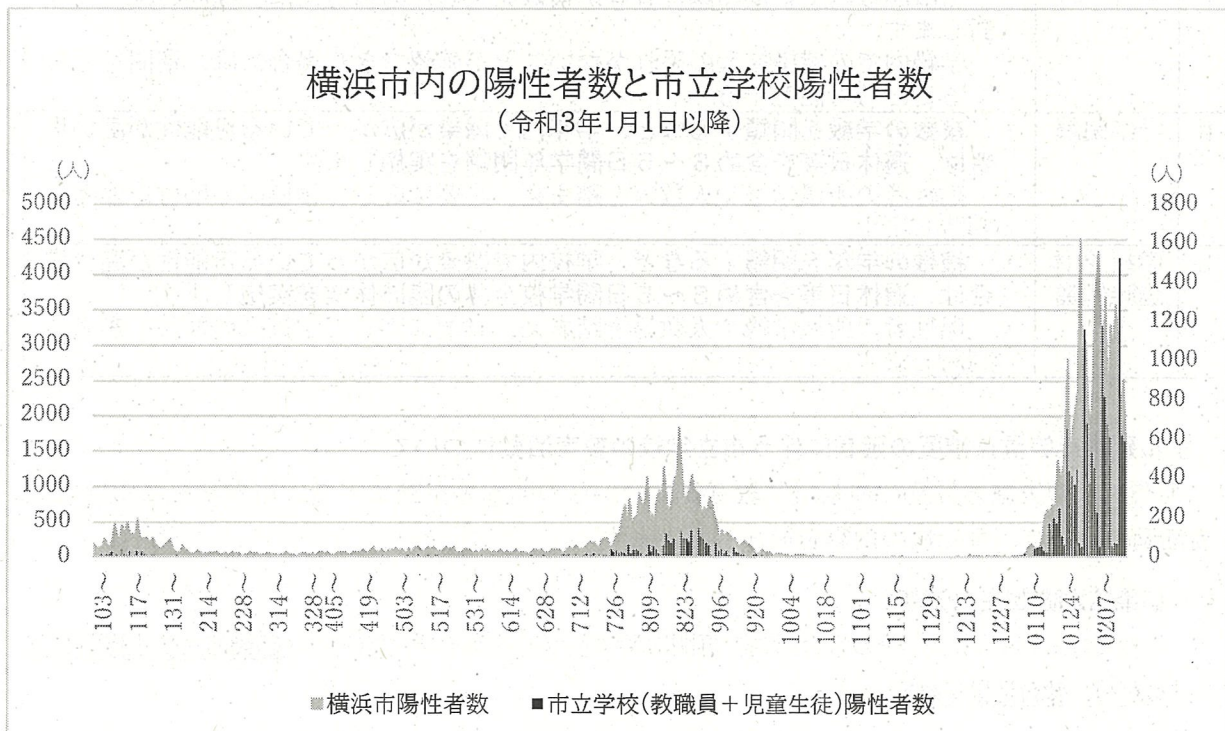
今般、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで延長されましたが、引き続き、市立学校では、ガイドライン及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底しています。

令和4年2月17日現在、市立小・中学校で学級閉鎖(一般学級)は48学級となっています。

学校関係者の感染者数（1月3日～2月16日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
1月3日～1月9日	5	35	40
1月10日～1月16日	27	213	240
1月17日～1月23日	94	984	1,078
1月24日～1月30日	191	2,255	2,446
1月31日～2月6日	234	3,229	3,463
2月7日～2月13日	203	3,246	3,449
2月14日～2月16日	131	2,653	2,784

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。



2 学級閉鎖等の考え方について

神奈川県教育委員会からの通知や最近の学校における臨時休業の経験を踏まえ、オミクロン株の感染拡大に伴う当面の対応として、2月9日以降、同一学級において、次の①～③のいずれかの条件に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3日間程度、学級閉鎖等休業の措置としています。

- ① 3人以上の児童生徒の陽性が判明した場合
- ② 2人の児童生徒の陽性が判明するとともに、複数人に発熱等風邪症状・濃厚接触者があり、両者の合計が学級の在籍者数の15%を上回った場合
- ③ その他教育委員会が必要と判断した場合

なお、学年閉鎖、学校全体の臨時休業については、学年内、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合において、1学級当たりの児童生徒の数や当該学年の学級数、校内における児童生徒の活動範囲などの実情を踏まえ、教育委員会で検討を行い、総合的に判断します。

【参考：神奈川県教育委員会からの通知別紙「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応」【表2】臨時休業の判断基準の抜粋】

	対応	基準等
1	学級閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、<u>学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施</u>します。 (※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間遡っても登校等していない者は除く。） ・ 当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 ・ 学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2	学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施</u>します。 ・ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3	学校全体臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施</u>します。 ・ 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

3 まん延防止等重点措置の延長に伴う市立学校の教育活動について

神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を通知しています。

(1) 感染拡大防止措置の徹底

学校では、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の 感染拡大防止措置を図りながら、教育活動を継続します。

○健康観察の徹底

- ・日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診（同居する者に発熱等の風邪症状がある場合も同様）
- ・微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診
- ・必要に応じて、有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用を検討（ただし、いずれもウイルス量が少ない段階では、陰性になる場合もあることを念頭において対応をお願いします。）
- ・家族全員の感染予防策の徹底やリスクの高い行動の回避

○手洗い、マスクの正しい着用、相互の距離の確保（1m以上）、狭い空間での活動・会議等の回避、特に冬季であることを踏まえた換気といった基本的な感染予防対策の徹底

○学校教育活動は原則として、学級単位で行うとともにマスクの着用を徹底

(2) 感染リスクの高い活動の一時的停止

マスクを着用する等の感染症対策を講じてもお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、実施を見合わせます。

《実施を見合わせる活動の例》

- ・各教科等に共通して「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、体育、保健体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、重点措置期間においては、マスクを着用しても実施できるよう活動内容を工夫し、可能な限り屋外での活動とすること、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること、授業の前後における着替えや移動の際や、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場面、軽度の運動の際は、可能な限りマスクを着用することとしています。

(3) 遠足（旅行）・集団宿泊的行事について

神奈川県教育委員会からの通知により、重点措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては同様に、延期又は中止とします。

(4) 部活動（中学校）

神奈川県教育委員会からの要請を受け、まん延防止等重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしています。原則としてマスクを着用して活動するなど、感染拡大防止の措置を講じて、次のとおり実施可能としています。

○活動日数：週4日以内（土日祝日含む。土日の活動はいずれか1日）

○活動時間：平日は2時間以内（その後は完全下校）

土日祝日は3時間以内

○まん延防止等重点措置期間は、次の活動は見合わせます

- ・朝練習
- ・他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習
- ・身体的接触をともなう活動や近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼気を伴う活動等、感染リスクの高い活動

また、所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者1人でも陽性者が発生した場合、当該部の活動を3日間程度控えることを原則とします。

(5) その他

高等学校は、始業時刻を30分程度遅らせる等の時差通学及びそれに伴う短縮授業を実施しています。

特別支援学校は、時差通学や短縮授業等、各校の実情を踏まえて対応しています。

4 市立高等学校の「入学者選抜（学力検査）」及び市立高等学校附属中学校の「適性検査」の実施における対応について

(1) 市立高等学校「入学者選抜（学力検査）」

実施内容	実施日	対象者	人数（総数）
学力検査	2月15日（火）	受検者 （内、4(1)①の事由による別室受検者）	3,001名 （8名）
		当日欠席者（志願取消含）	60名
追検査	2月25日（金）	希望者	22名
追加の検査	3月10日（木）	希望者 [2/25（金）に判明]	現時点では不明

① 新型コロナウイルス感染症に伴う別室受検について

次の要件をすべて満たす志願者については、別室において受検を実施しました。

- (ア) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること。
※自治体等による検査結果が得られない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能。
※抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能。
- (イ) 検査当日も無症状であること。
- (ウ) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。
- (エ) 濃厚接触者等確認票を提出すること。

② 新型コロナウイルス感染症に伴う検査当日以外の受検について

- ・「追検査」日程を変更（令和4年2月21日（月）→同年2月25日（金））
- ・「追加の検査」を令和4年3月10日（木）実施予定

(2) 市立附属中学校「適性検査」

実施内容	実施日	対象者	人数（総数）
適性検査	2月3日（木）	受検者 （内、4(1)①の事由による別室受検者）	1,320名 （7名）
		当日欠席者（志願取消含）	61名
特例による検査	2月23日（水・祝）	希望者	6名

① 新型コロナウイルス感染症に伴う別室受検について

(1) ①と同様

②新型コロナウイルス感染症に伴う検査当日以外の受検について

・「特例による検査」を実施予定

感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、令和4年2月3日（木）の適性検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として、同年2月23日（水・祝）に実施予定。

5 市立学校教職員への新型コロナワクチン追加接種（3回目）の早期実施について

新型コロナワクチン追加接種は、2回目のワクチン接種日から6か月以上経過した方に、順次、居住地の市町村から接種券が送付され、医療機関等で個別接種を受けられるようになっていきます。

2月中旬から、横浜市内在住の教職員は、本市の集団接種会場（2か所）の優先接種の対象として、市外・県外在住を含む教職員は、神奈川県の実業従事者、高齢施設等従事者対象の大規模接種会場の対象として、2回目接種日から6か月以上経過していれば、接種券がなくてもワクチンを接種することが可能となりました。

また、地域企業（株）ディー・エヌ・エー様の職域接種を拡大し、本市教職員も対象としていただきました。3月中の土曜日を中心に6日間行われる予定です。

【参考】教職員向けワクチン接種のイメージ図

	全教職員	
	市内在住者	市外在住者
小学校 ※	<p>【小・中・高・特】 市の実施する『集団接種』 (2/16～3/16)</p> <p>※場所：集団接種会場 2か所 (保土ヶ谷会場、 関内第2会場)</p> <p>※ワクチン：モデルナ社</p> <p>※優先枠：約1万人 (保育所職員含む)</p> <p>※市内在住者のみ</p>	<p>【小・中・高・特】 県の実施する『大規模接種』 (2/15～3月末予定)</p> <p>※場所：新横浜国際ホテルマナーハウス（南館） ※ワクチン：モデルナ社 ※優先枠：約4万人（他の職種も含む） ※市内在住・市外在住ともに予約可能</p>
中学校 ※		
高等学校		
特別支援学校		

※義務教育学校を含む

※医療機関での個別接種など、上記以外でもワクチン接種は可能です。

「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正に向けた事務について

1 趣旨

令和4年2月18日、第1回市会定例会において「横浜市立学校条例の一部改正」が議決され、今後「横浜市立学校条例の一部を改正する条例」が公布されることとなります。条例改正に伴い、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正を行うよう事務を進めますので、ご報告いたします。

2 新旧対照表

現 行				改正案																																																	
(部、学科等) 第42条 特別支援学校の部、学科等は、別表第2のとおりとする。				(部、学科等) 第42条 特別支援学校の部、学科等は、別表第2のとおりとする。																																																	
(通称) 第47条の2 次の表の左欄に掲げる特別支援学校は、同表の右欄に掲げる名称を称する。				(通称) 第47条の2 次の表の左欄に掲げる特別支援学校は、同表の右欄に掲げる名称を称する。																																																	
横浜市立若葉台特別支援学校		横浜わかば学園		横浜市立若葉台特別支援学校		横浜わかば学園																																															
横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校		横浜市立北綱島特別支援学校		(削除)		(削除)																																															
別表第2 (第42条関係) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">学校名</th> <th colspan="3">部、学科等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>				学校名	部、学科等			(省 略)				横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	小学部			中学部				高等部	本科	普通科	(省 略)				別表第2 (第42条関係) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">学校名</th> <th colspan="3">部、学科等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横浜市立北綱島特別支援学校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>				学校名	部、学科等			(省 略)				横浜市立北綱島特別支援学校	小学部			中学部				高等部	本科	普通科	(省 略)			
学校名	部、学科等																																																				
(省 略)																																																					
横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	小学部																																																				
	中学部																																																				
	高等部	本科	普通科																																																		
(省 略)																																																					
学校名	部、学科等																																																				
(省 略)																																																					
横浜市立北綱島特別支援学校	小学部																																																				
	中学部																																																				
	高等部	本科	普通科																																																		
(省 略)																																																					